平成28年第1回若狭町議会定例会会議録(第3号)

平成28年3月23日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員(15名)

1番	渡	辺	英	朗	君		2番	島	津	秀	樹	君
3番	辻	岡	正	和	君		4番	坂	本		豊	君
5番	今	井	富	雄	君		6番	原	田	進	男	君
7番	北	原	武	道	君		8番	福	谷		洋	君
9番	武	田	敏	孝	君	1	1番	清	水	利	_	君
12番	藤	本		勲	君	1	3番	大	塚	季	由	君
14番	小	堀	信	昭	君	1	5番	小	林	和	弘	君
16番	松	本	孝	雄	君							

2. 欠席議員

なし

- 3. 欠 員(1名)
- 4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 斉 書 記 北清水 佳代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 下 村 森 裕 町長 中 良隆 副 教 育 長 井 喜 廣 会計管理者 本 直樹 玉 蓮 村 総務課長 中 俊 幸 政策推進課長 森 川克己 税務住民課長 本 清 考 環境安全課長 深 水 滋 橋 教育委員会 下 忠 木 幸 福祉課長 堀 勝 弘 小 事務局長 上中病院 久 直 西 Ш 英之 健康課長 高 橋 事務長心得 建設課長 壽 水道課長 北 野 美喜雄 谷 \Box パレア文化 課長心得 産業課長 森 下 精彦 飛 永 恭 子 観光交流課長 泉原 功 歴史文化課長 永 江 寿 夫

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第11号 若狭町行政不服審査会条例の制定について

日程第 3 議案第12号 若狭町宅地分譲事業基金条例の制定について

日程第	4	議案第13号	若狭町パレア若狭維持管理基金条例の制定について
日程第	5	議案第14号	若狭町訪問看護ステーション条例の制定について
日程第	6	議案第15号	若狭町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全
			部改正について
日程第	7	議案第16号	行政不服審査法の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関
			する条例の制定について
日程第	8	議案第17号	若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関す
			る条例等の一部改正について
日程第	9	議案第18号	若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に
			ついて
日程第1	0	議案第19号	若狭町営バス運行管理条例の一部改正について
日程第1	1	議案第20号	若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
			に関する条例の一部改正について
日程第1	2	議案第21号	若狭町使用料条例の一部改正について
日程第1	3	議案第22号	若狭町コミュニティセンター条例の一部改正について
日程第1	4	議案第23号	若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
			定める条例の一部改正について
日程第1	5	議案第24号	若狭町国民健康保険診療所条例の一部改正について
日程第1	6	議案第25号	若狭町サンレイク観光会館・三方駅条例の一部改正につ
			いて
日程第1	7	議案第26号	成出園地施設条例の廃止について
日程第1	8	議案第27号	福井県市町総合事務組合規約の変更について
日程第1	9	議案第28号	平成28年度若狭町一般会計予算
日程第2	0	議案第29号	平成28年度若狭町国民健康保険特別会計予算
日程第2	1	議案第30号	平成28年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
日程第2	2	議案第31号	平成28年度若狭町直営診療所特別会計予算
日程第2	3	議案第32号	平成28年度若狭町介護保険特別会計予算
日程第2	4	議案第33号	平成28年度若狭町簡易水道事業特別会計予算
日程第2	5	議案第34号	平成28年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予
			算
日程第2	6	議案第35号	平成28年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算

- 日程第 2 8 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算 日程第 2 9 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度若狭町営住宅等特別会計予算 日程第 3 0 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度若狭町土地開発事業特別会計予算 日程第 3 1 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度若狭町水道事業会計予算 日程第 3 2 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度若狭町工業用水道事業会計予算 日程第 3 3 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第34 議案第43号 町道路線の認定について 日程第35 議案第44号 町道路線の変更について

日程第36 議案第45号 財産の処分について

- 日程第37 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第38 議員の派遣について

(午前10時59分 開会)

○議長 (清水利一君)

ただいまの出席議員数は15名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

~日程第1 会議録署名議員の指名について~

○議長(清水利一君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番、小堀信昭君、15番、小林和弘君を指名します。

~日程第2 議案第11号から日程第36 議案第45号~

○議長(清水利一君)

日程第2、議案第11号「若狭町行政不服審査会条例の制定について」から日程第3 6、議案第45号「財産の処分について」までの35議案を一括議題とします。

この35議案については、去る3月1日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、島津 秀樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長(島津秀樹君)

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月1日、平成28年第1回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託 されました案件は、議案16件であります。

3月2日午前9時より付託議案審査のため、委員全員出席のもと、議案説明者として、 森下町長、中村副町長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか関係課長の出席を求め、委 員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第11号「若狭町行政不服審査会条例の制定について」は、行政不服審査 法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、若狭町行政不服審査会の設置に関 する条例を制定するものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、行政への不服を課長級だけで審議をするのか、副町長も入るべき。

答、まず審理員で内部調査する。場合によって副町長も入り検討する。その上で弁護士等で組織される行政不服審査会に諮問する。そこから答申いただき住民に返すということになる。

問、審理員というのは担当課のことか。

答、担当課も入るが、総務課をはじめ関係課長4~5人で議論し調査する。

問、審査請求期間が過ぎた場合はとり上げないのか。

答、原則はそうであるが、場合によって臨機応変に対応する。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号「若狭町宅地分譲事業基金条例の制定について」は、宅地分譲事業の円 滑な推進を図るため、基金条例の制定を必要とするものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、基金を一つにすると、基金を動かすときにどこの分へ使うのか明確にならない。

答、各住宅団地の収支は把握している。会計として全体で運営していく。基金もそれ と同様と考えている。

問、基金を1つにすると、売れ残っている場所への意識が希薄にならないか。

答、販売に対しては、最善を尽くし努力は当然すべきだと思う。町の会計では全体的な考え方をもとに特別会計を構成するという観点から基金を1本にするということ。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号「若狭町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について」では、

問、企業職員とは、どの範囲の職員を表しているのか。

答、上水、工業用水担当職員が対象である。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号「行政不服審査法の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の制定について」は、行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い条例の制定を行うものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、条文の中の電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合とあるが、電子情報処理組織とはパソコンのことか。

答、行政機関と家庭で使用しているパソコンが、インターネットで接続された環境の こと。住所氏名を記入すれば、メールでの異議申し立てができる。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」は、本町の特別職及び教育長の給与について人事院勧告に準じる改正を行うものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決 定いたしました。

議案第18号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、 本町の一般職の給与について人事院勧告に鑑み改正を行うものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、医師は特別職ではないのか。

答、医師は医療職である。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」は、若狭町営バスの 管理を指定管理者から直営にすることに伴い、条例の改正が必要となるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、委託事業者にバスを貸与するのか、補助金を出すほうが良いのか。

答、辺地債を利用し町がバスを購入し貸与するほうが財政負担は少ない。補助金は指 定管理の場合であり、財政負担が大きくなる。

問、委託先はどうなるのか。また指定管理料と委託料はどう変わるのか。

答、レインボー観光に委託する想定。町営バスの部分においてはダイヤ見直しや変更 等を合わせて500万円の減額となった。

問、常神方面の方はデマンドに関して不満を持った方もおられると思うが。

答、地元と相談の上、意見集約し今回の決定となった。状況を見ながら検討していく。 質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号「若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、行政不服審査会会長及び委員の報酬の新設並びに学校歯科医及び若狭縄文博物館館長の報酬の見直しに伴い、条例の改正を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、縄文博物館の館長は、若狭町にどれくらい来ておられるのか。

答、3月20日で満91歳を迎えられる。近年は年に一度講演会に来ていただいている。

問、特別職の報酬審議会は非常勤の場合にも諮問し答申していただいたほうが良いのではないか。

答、多くの委員で報酬額も多様であり、何かの改選期などに機会があれば開催したい。 質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号「若狭町使用料条例の一部改正について」は、若狭町斎場及び温泉スタンドの利用状況及び管理状況から使用料を見直し、一部料金改定を行うものであります。 審査の過程における主な質疑では、

問、動物の火葬費用も町外からの持ち込みは改正されるのか。

答、町外の方については4倍に改正したい。

問、温泉スタンドのお湯を使用して、温泉と表示しても問題はないのか。

答、成分については、きららの湯で保健所の許可申請をしているので問題はないと思う。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号「若狭町コミュニティセンター条例の一部改正について」は、若狭町遊子にある遊子集落センターを遊子集落に移管するため、条例の改正が必要となるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、譲渡契約する相手先は区長名か。

答、区と契約するので区長名で行う。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号「若狭町サンレイク観光会館・三方駅条例の一部改正について」は、若狭町サンレイク観光会館・三方駅改修により、業務体制の変更に伴う条例の改正が必要となるものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決 定いたしました。 議案第26号「成出園地施設条例の廃止について」は、成出園地の指定管理期間が終了し、施設の老朽化に伴い、施設を廃止したいので議会の議決を求めるものであります。 審査の過程における主な質疑では、

問、新しく建設されたトイレの管理は誰に委託するのか。

答、シルバー人材センターに依頼する。

問、釣り客が多くなりゴミだけが増え、観光客へのイメージが悪くなるので制限できないか。

答、啓発看板や貼り紙で促していきたい。

問、国定公園内であるため、撤去に関しては十分検討して今後の利用計画を立てても らいたい。

答、現在、課内で検討中であるが、確実なところは申し上げられない。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号「福井県市町総合事務組合規約の変更について」は、組合を組織する 「武生三国モーターボート競争施行組合」が名称を「越前三国競艇企業団」に変更する こととなったため、組合規約の変更について議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決 定いたしました。

議案第43号「町道路線の認定について」は、天徳寺の分譲住宅団地内の道路、3815号線、3816号線、3817号線の3本を町道として認定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決 定いたしました。

議案第44号「町道路線の変更について」は、南前川地先の町道東部56号線及び能登野地先の町道南部54号線の終点を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、能登野の場合、完成したら高槻電器に利用可能なことを連絡してもらわないと通 学路であり危険である。

答、議会が終了次第、企業と区長へ連絡する。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号「財産の処分について」は、若狭町遊子にある遊子集落センターを遊子 集落に移管するため、議会の議決を求めるものであります。

議案の説明及び質疑は、議案第22号において関連して終えているため、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査報告といたします。

○議長 (清水利一君)

次に、教育厚生常任委員会委員長、今井富雄君。

○教育厚生常任委員会委員長(今井富雄君)

それでは、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月1日、平成28年第1回若狭町議会定例会において教育厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第13号「若狭町パレア若狭維持管理基金条例の制定について」、議案第14号「若狭町訪問看護ステーション条例の制定について」、議案第23号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第24号「若狭町国民健康保険診療所条例の一部改正について」の4議案であります。

これらの議案審査のため、3月7日、委員全員の出席のもと、議案説明者として、森 下町長、中村副町長、玉井教育長、中村総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会 を開催し慎重に審査いたしました。

付託議案4件の提案理由は、まず議案第13号「若狭町パレア若狭維持管理基金条例の制定について」は、パレア若狭の将来にわたり安全で快適な施設の管理及び財政の健全な運営に資するための基金を設置したい旨の提案であります。

次に、議案第14号「若狭町訪問看護ステーション条例の制定について」は、寝たきり又はこれに準ずる状態及び要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対する訪問看護事業を実施するために、訪問看護ステーションを設置したい旨の提案であります。

議案第23号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、保育所等における保育士配置要件の弾力化を図る目的と、建築基準法施行令の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されるための提案であります。

次に、議案第24号「若狭町国民健康保険診療所条例の一部改正について」は、若狭町国民健康保険上中病院がこの4月1日から若狭町国民健康保険上中診療所に移行するなどに伴い、条例改正が必要である旨の提案であります。

それでは、これら4件の審査過程における主な経過を報告します。

まず、議案第13号「若狭町パレア若狭維持管理基金条例の制定について」に対する 審査では、

問、今後、かかってくると予想される修繕・改修・更新費用に対し、必要な積立金額 を年度ごとに計画したほうが良いと考えるが。

答、決算状況に応じて財政と相談して決めなければならないと考えているが、目標としては今後5年間で2,500万円を積み立てたい。しかし実際にはそれ以上かかるので少しでも多く積み立てたい。

次に、議案第14号「若狭町訪問看護ステーション条例の制定について」に対する審 査では、

問、訪問看護はどこへでも出向くことができるのか。

答、今までは上中病院の患者が対象であったが、町の訪問看護ステーションになることで、どこの病院の患者であっても、そこの医師からの指示書をいただければ訪問看護に行ける。

問、今まで上中病院で入院介護を受けていた方が帰宅され、在宅介護になれば、明らかに家族に負担がかかることになるのでは。

答、現在、上中病院に入院されている方を自宅に帰っていただき、そこへ訪問看護に行くということではない。今後の傾向として、それぞれの老人養護施設が満杯状態になり入院施設も減少してくることから、徐々に在宅療養、在宅看護が必要になってくる方が増えてくる。これらのニーズに応えることを目的に設置すると考えていただきたい。

問、支援要請があればどのような状態であっても訪問看護を受けられるのか。また、 訪問看護ステーションへ相談すれば全て支援に来てくれると思う方が多いのではないか。 それと、事業所の体制は看護師が3人ということだが、どの程度の利用者を想定したの か。

答、利用できるのは介護認定を受けておられる方で、医療機関の医師の指示書をもとにケアマネジャーがケアプランを立てるので、誰でも利用できるものではない。また、 看護師の体制は、今後、訪問看護を利用される方が増えてくることを見越し、看護師1 人あたり最大5人の訪問看護を予定している。

問、訪問看護ステーション職員の看護師と理学療法士はどの程度の医療行為ができるのか。

答、訪問看護は、医療機関の医師が訪問診療した後に、医師からの指示書をもとに看護を行うものであり、患者の世話、療養上の世話、家族との相談、点滴、床ずれの処置

などである。

要望、今回設置の訪問看護ステーションの内容は、専門的な部分が多く一般町民の拡 大解釈や誤解を招くこともあろうかと思うので、町民目線で周知を図るようにしてほし い。

次に、議案第23号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について」に対する審査では、

問、保育士の任用要件として、都道府県知事が実施する研修を修了した「保育士と同等の知識及び経験を有する者」とあるが、事故やけがにも繋がることでもあり、その辺りのチェックをどうするのか。

答、研修の受講等に関しては、修了証書をいただくことになっている。

次に、議案第24号「若狭町国民健康保険診療所条例の一部改正について」に対する 審査では、

問、「地域医療・介護センター」が新設されるが、これは一つの課としての位置付けになるのか。

答、センターという名前にはなっているが、位置付けは健康課や福祉課と同じく一つの課である。場所はやすらぎセンターを拠点とし、三方診療所、上中診療所、訪問看護、デイケアなどをまとめたものである。

以上、本委員会に付託されました4議案の審査結果は、全ての議案について討論はな く、委員全員の賛成をもって、可決すべきものと決したことを申し上げ、教育厚生常任 委員会の委員長報告といたします。

○議長(清水利一君)

次に、予算決算常任委員会委員長、原田進男君。

○予算決算常任委員会委員長 (原田進男君)

予算決算常任委員会の平成28年度当初予算審査報告をさせていただきます。

去る3月1日、平成28年第1回若狭町議会定例会において予算決算常任委員会に付託されました議案は、議案第28号「平成28年度一般会計予算」から議案第42号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの15議案であります。

これら15件の議案審査のため、3月10日及び3月14日の2日間、委員全員の出席のもと(14日は1名欠席)、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか関係課長などの出席を求め委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その主な内容を報告します。

まず、議案第28号「平成28年度若狭町一般会計予算」では、歳入歳出予算の総額を95億6,153万3,000円とし、前年度との比較では3億9,232万7,000円、率では3.9%の減少となっております。

予算内容で、まず歳入では、町税の総額は、17億7,176万4,000円で前年度に比べ1.6%の増加。地方交付税は、39億6,000万円で1.6%の減少。国庫支出金は、6億109万3,000円で9.3%の減少。県支出金は、9億8,996万2,000円で21.8%の減少。繰入金は、4億3,480万7,000円で5.1%の減少。町債は、7億6,690万円で5.0%の増加です。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、12億8,512万7,000円となり、前年度に比べ16.1%の減少となっていますが、これらは若狭瓜割エコビレッジ推進事業、地域資源活用推進人材育成事業、三方駅改修事業などの減少によるものです。

民生費では、23億7,359万4,000円となり、国民健康保険特別会計繰出金、 民間保育所運営事業の増加などにより3.0%の増加となっています。

衛生費では、12億5,826万6,000円となり、清掃総務費の負担金の増額などで9.5%の増加となっています。

農林水産業費では、9億6,697万1,000円となり、園芸産地総合支援事業の減少などにより13.7%の減少となっています。

商工費では、2億2,960万1,000円で、観光まちなみ魅力アップ事業の減少などにより7.1%の減少となっています。

土木費では、7億8,397万4,000円で、国庫補助事業の減少などにより16. 5%の減少となっています。

消防費では、3億8,427万円で0.2%の減少となっています。

教育費では、8億7,351万7,000円で、学校ICT環境整備事業の実施などにより15.2%の増加となっております。

公債費では、12億8,239万6,000円となり7.5%の減少。平成28年度末の一般会計における地方債残高は119億4,091万5,000円となる見込みであります。

以上が、一般会計予算の概要であります。

それでは一般会計予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、ふるさと納税推進事業の積立金。何のために積み立てるのか。

答、ふるさと納税で寄附をいただくと、返礼品として半額程度をお返しさせていただいている。残りは寄附された方の思いを酌み取り、その分を積み立てておき、次年度に 取崩を行い予算に配分する。

政策推進課関連では、

問、地域おこし協力隊。どのような人になったのか。

答、現時点では確定はしていないが、申し込みは1名で、NPO法人で活動をされており、次世代定住促進事業の空き家に関心を持たれている方。

問、町営バス常神三方線の運賃で、岬小学校一小川間は、神子トンネルの開通により 距離が短くなっているが、この運賃の見直しはしないのか。

答、常神半島の県道は、まだ2本のトンネルの工事が徐々に進んでいると思われるが、 終わっていないので、その状況を見て検討をしていく。

観光交流課関連では、

問、観光施設管理運営事業の清掃業務委託。成出園地は今回取り壊しになるが県の施設のトイレはどうするのか。

答、シルバー人材センターに委託する。

問、温泉施設管理事業で2,408万9,000円。これの入湯税はいくらぐらいを 見込んでいるのか。

答、入湯税は約1,100万円。民宿、温泉利用者からの収入になる。

問、道の駅「三方五湖」が開業されて1年。経営、客の入り込み状況はどうなっているのか。

答、3月21日で1年を迎えるが、半年ごとの収支を見る限り、悪い数字ではないと 思う。いろいろな指摘もいただくが、順調な経営であると思う。

環境安全課関連では、

問、一般廃棄物処理施設運営事業の補助金690万円。集落振興協力金とあるが、どのように支出しているのか。集落はどこか。

答、地係の方への協力金として、集落は山内、有田、下タ中に支払う。

建設課関連では、

問、多面的機能支払交付金で農地水環境保全の予算で、平成28年度はどのぐらいついたのか。

答、町の予算は100%ついたが、国の予算の内報が来ていない。動向を見ると、少 し落ちてくるのではないかと思われるが、連絡が来ないとわからない。 産業課関連では、

問、大規模増殖場造成事業の藻場の件。県から世久見に話があったのか、それとも世 久見が手を挙げたのか、どちらであるのか。

答、この場所については世久見も手を挙げ、県もこの場所が採取者もおられるので適 地であるとの判断であると聞いている。

問、中山間地域直接支払交付金事業。事業内容について、実際にはどのようなことを しているのか。

答、具体的には能登野等の急傾斜区域であるが、放っておくと耕作放棄地になるということで5年間、農地として保持をするようにという協定を結ぶことによって保全活動に対しての助成金を支出するものである。

教育委員会関連では、

問、学校ICT環境整備事業。パソコンなどを300台近く購入するとのことであるが、入札等でなるべく安く購入するように。

答、入札を実施して購入する。

問、上中中学校改修事業。前回、体育館改修の際に、大きな金額の工事変更が出てきたと思うが、実施設計をしつかりとするように。

答、設計業者が基本設計に携わっていただいている。しっかりと詰めて実施設計を組ませていただく。

問、若狭町は小中学校の給食費を無料化することを考えてはいないのか。

答、現在のところ無料化にするつもりはない。

健康課関連では、

問、成人保健事業、人間ドック事業。何名を予定しているのか。

答、申し込みは5月からで、30名を計画している。

問、高齢者予防接種事業。インフルエンザ予防接種を受けられた方は何人おられるのか。

答、27年度1月末実績で、3,283人。62.5%の方が受けられている。 福祉課関連では、

問、老人クラブ活動等事業。会員に対しての補助金。現在、30人未満では1人あたりの補助金が少なかったが、新年度はどうなっているのか。

答、国庫クラブの平均的な金額として予算計上している。

問、訓練等給付費事業。身体障害者の方が事業所に出向かないと仕事ができない。自 宅で仕事をした場合、補助の対象にならないと聞いたが、就労移行支援というのは、そ のことにあてはまらないのか。

答、事業所は認可を受けなければならない。その事業所施設で働いていただくことが 条件になっている。自宅での内職では対象にならない。

パレア文化課関連では、

問、福祉・保健総合拠点施設費。27年度との比較で717万円と相当額の減額になっているが、主に何か。

答、27年度はパレア会館10周年記念事業をしている。その分を減額したためである。

次に、特別会計予算及び企業会計予算の主な内容について申し上げます。

まず、議案第29号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計予算」でありますが、 歳入歳出予算の総額を19億9,397万1,000円とするもので、歳出の主なもの は、保険給付費で12億3,941万7,000円、後期高齢者支援金などで2億25 4万円、共同事業拠出金で4億1,763万7,000円を計上されています。財源と なる歳入では、国民健康保険税で3億6,374万円、国庫支出金で3億6,001万5, 000円、前期高齢者交付金で4億9,677万5,000円、共同事業交付金で3億 8,578万1,000円、一般会計及び基金からの繰入金2億1,182万1,000 円などで収支の均衡を図られています。

次に、議案第30号「平成28年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」では、歳入歳出予算の総額を1億6,433万3,000円とするもので、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,266万円及び保険料徴収に係る費用で、これらの財源としまして、保険料1億1,759万8,000円及び一般会計繰入金などを計上して収支の均衡が図られています。

次に、議案第31号「平成28年度若狭町直営診療所特別会計予算」では、歳入歳出 予算の総額を9,656万7,000円とするもので、三方診療所分で9,356万7,000円、巡回診療所分で300万円を計上しています。医業費などの歳出に対し、歳 入で診療収入や一般会計等の繰入金などを計上して収支の均衡が図られています。

次に、議案第32号「平成28年度若狭町介護保険特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を18億9,191万9,000円とするもので、介護保険事業勘定に18億5,988万1,000円、介護保険サービス事業勘定に3,203万8,000円を計上しております。

次に、議案第33号「平成28年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」では、歳入歳 出予算の総額を1億4,585万7,000円とするものであります。歳出では、簡易 水道施設の維持管理費に6,523万円などを計上し、歳入では、使用料1億3,34 3万円、一般会計繰入金611万円などを計上して収支の均衡が図られています。

次に、議案第34号「平成28年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」では、歳入歳出予算の総額を197万円とするものであります。農作業中の事故による傷害を対象に支払われる災害補償費に130万円を計上し、財源には賦課金などが充当されるものであります。

次に、議案第35号「平成28年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」では、 歳入歳出予算の総額を3億9,937万円とし、歳出では、排水処理施設の管理費に1 億2,994万3,000円などを計上しています。これらの財源として、使用料1億 2,828万円及び一般会計繰入金2億3,992万3,000円などを計上して収支の 均衡を図るとしています。

次に、議案第36号「平成28年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を3,700万2,000円とし、歳出では、排水処理施設の管理費に1,942万円を計上されています。歳入では、使用料1,898万6,000円及び一般会計繰入金1,758万円などを計上して収支の均衡を図っております。

次に、議案第37号「平成28年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を5億6,430万5,000円とするもので、歳出では、下水道処理施設の管理費に1億4,709万4,000円などを計上しています。これらの財源として、使用料1億2,624万1,000円及び一般会計繰入金3億7,552万3,000円などを計上されています。

次に、議案第38号「平成28年度若狭町営住宅等特別会計予算」でありますが、歳 入歳出予算の総額を1億1,522万6,000円とするものであります。歳出では、 住宅管理費に8,837万7,000円、公債費に2,664万9,000円などを計上 しています。これらの財源として、使用料9,063万9,000円、基金繰入金1,2 44万4,000円及び一般会計繰入金1,211万円などを計上して収支の均衡を図 られています。

次に、議案第39号「平成28年度若狭町土地開発事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を1億494万2,000円とするものです。歳出では、上瀬住宅団地や天徳寺住宅団地などに関する管理費で7,192万6,000円を計上し、歳入では、分譲地の売払収入として5,010万1,000円のほか、繰越金を計上して収支の均衡を図っています。

次に、議案第40号「平成28年度若狭町水道事業会計予算」でありますが、収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ1億7,101万7,000円とし、資本的収入の予定額を4,132万9,000円、資本的支出の予定額を1億1,074万7,000円としております。収益的収入及び支出では、給水施設の維持管理費や減価償却費などの費用を使用料などの収益で賄うものとし、資本的収入及び支出では、資本的支出における配水施設改良費で配水管布設替工事費に2,135万1,000円を計上したほか、配水施設拡張費として県営河内川ダム建設費に係る負担金3,783万円を計上されております。この財源には、国・県補助金3,093万3,000円及び一般会計出資金689万7,000円などを計上するとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金などで補填をされております。

次に、議案第41号「平成28年度若狭町工業用水道事業会計予算」でありますが、 収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ4,802万9,000円とし、資本的 収入及び資本的支出予定額をそれぞれ2,559万9,000円とし、財源には、若狭 中核工業団地で操業する企業7社に工業用水を供給する給水収益の3,222万2,0 00円をはじめ、県営河内川ダム建設に係る国、県からの補助金などが計上されており ます。

次に、議案第42号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」ですが、この会計については、平成28年4月より上中病院を診療所化することに伴い、会計名を変更しております。収益的収入の予定額を5億4,496万1,000円、収益的支出の予定額を5億6,050万3,000円。資本的収入の予定額を8,910万9,000円。資本的支出の予定額を1億2,608万9,000円とするもので、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金取崩、建設改良積立金取崩などで補填するとしております。

それでは、特別会計及び企業会計予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。 後期高齢者医療特別会計予算関連では、

問、75歳を過ぎると葬祭費はもらえないのか。

答、広域連合からの支払いになる。

介護保険特別会計予算関連では、

問、福祉課で在宅介護をされている患者に対して、新設される地域医療介護センター を活用した方が良いという判断は誰がするのか。

答、地域包括支援センターのケアマネジャーが患者の希望を配慮し判断する。 簡易水道事業特別会計予算関連では、 問、海越の井戸は、既に完成はしているのか。

答、3月中は無理であるが、4月以降に繰り越しをして本井戸の掘削を考えている。 農業者労働災害共済事業特別会計関連では、

問、農業労働者が作業中、ナンバープレートを付けていない農耕車が公道を通行していたときに、側溝に落ちた場合も対象になるのか。

答、あくまでも農作業中の転落、転倒、農作業中に発生した事故が該当する。ナンバープレートが付いていても、付いていなくとも対象になるのではないかと思う。農作業中かどうかというのは審査会で審査する。

公共下水道事業特別会計予算関連では、

問、人口が減少すると歳入の使用料は減額すると思っていたが、増額になっているのはなぜか。

答、三方五湖パーキングエリアや道の駅「三方五湖」などで、若干の使用料が増えている。

町営住宅等特別会計関連では、

問、独立行政法人雇用・能力開発機構所有財産購入事業の限度額2億309万円。あ と、残金は1,691万6,000円ということか。

答、残金が1,691万6,000円を28年度で最終となり完済する。

土地開発事業特別会計関連では、

問、天徳寺区がエコビレッジ全体を管理していくのか。それとも自治会等を作り管理 していくのか。

答、天徳寺区の中で話し合いをしていただき、お願いするということで進めている。 工業用水道事業会計予算関連では、

問、一般質問の答弁では、現在の給水量は400立米であったが、予算計上は2,000立米でしている。現在の経済状況などを勘案したとき、この2,000立米で算定しているのは甘いのではないのか。

答、使用料金は、契約水量でいただいている。

国民健康保険上中診療所事業会計関連では、

問、使用料及び貸借料の車両リース料154万5,000円。1台約50万円か。

答、4台のリース料。軽自動車が3台、8人乗りで通所リハビリ送迎用の車両が1台である。

この後、採決の結果、議案第28号「平成28年度若狭町一般会計予算」及び議案第38号「平成28年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、討論はなく、採決の結果、委

員の賛成多数をもって、可決すべきものと決しました。

以上の2議案を除く、議案第29号から議案第37号、議案第39号の特別会計予算 10議案、及び議案第40号から議案第42号の企業会計3議案の予算を審査した結果、 討論はなく、委員の全員賛成をもって、可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長 (清水利一君)

ここで、暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後12時57分 再開)

○議長 (清水利一君)

再開します。

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第11号「若狭町行政不服審査会条例の制定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第11号「若狭町行政不服審査会条例 の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第11号「若狭町行政不服審査会条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「若狭町宅地分譲事業基金条例の制定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第12号「若狭町宅地分譲事業基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第12号「若狭町宅地分譲事業基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「若狭町パレア若狭維持管理基金条例の制定について」の討論を 行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第13号「若狭町パレア若狭維持管理 基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立 願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第13号「若狭町パレア若狭維持管理基金条例の制 定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「若狭町訪問看護ステーション条例の制定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第14号「若狭町訪問看護ステーション条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第14号「若狭町訪問看護ステーション条例の制定 について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「若狭町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正 について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第15号「若狭町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第15号「若狭町企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例の全部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「行政不服審査法の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の制定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第16号「行政不服審査法の施行に伴 う若狭町関係条例の整備に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定 することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第16号「行政不服審査法の施行に伴う若狭町関係 条例の整備に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 等の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第17号「若狭町特別職の職員で常勤 のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第17号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与 及び旅費に関する条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」 の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第18号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の 諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第18号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例

等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第19号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第19号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第20号「若狭町特別職の職員で非常 勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のと おり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第20号「若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「若狭町使用料条例の一部改正について」の討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第21号「若狭町使用料条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第21号「若狭町使用料条例の一部改正について」 は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「若狭町コミュニティセンター条例の一部改正について」の討論 を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第22号「若狭町コミュニティセンター条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第22号「若狭町コミュニティセンター条例の一部 改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第23号「若狭町家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第23号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号「若狭町国民健康保険診療所条例の一部改正について」の討論を 行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第24号「若狭町国民健康保険診療所 条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立 願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第24号「若狭町国民健康保険診療所条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号「若狭町サンレイク観光会館・三方駅条例の一部改正について」 の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第25号「若狭町サンレイク観光会館・三方駅条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の 諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第25号「若狭町サンレイク観光会館・三方駅条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号「成出園地施設条例の廃止について」の討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第26号「成出園地施設条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第26号「成出園地施設条例の廃止について」は、 委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号「福井県市町総合事務組合規約の変更について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第27号「福井県市町総合事務組合規 約の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願いま す。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第27号「福井県市町総合事務組合規約の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号「平成28年度若狭町一般会計予算」の討論を行います。 討論の通告がありますので、発言を許可します。7番、北原武道君。

○7番(北原武道君)

議案第28号「平成28年度若狭町一般会計予算」に反対の討論を行います。毎年度、 当初予算の折に訴えさせていただいていますが、今回は任期最後の年度になりますので、 少し丁寧に意見を述べさせていただきます。

予算書141ページに歴史上の人的文化遺産顕彰事業というのがあります。これは、 町行政が公費と職員を使って佐久間勉という特定人物の顕彰行事を行うものです。誰を 尊敬するか、誰を偉人と考えるかは個人の内心に属する事柄です。行政権力が個人の内 心に介入することは、憲法第19条によって禁止されています。私が本予算に反対する 主な理由は、本予算がこのように憲法違反の内容を含むからです。

内心の自由は、国家神道や教育勅語によって、戦前の政府が国民をマインドコントロールし、我が国と世界に大惨禍をもたらした歴史を反省し、その教訓の上に築かれた自由権で、基本的人権の一部を構成するものです。佐久間勉個人について言えば、勤勉努力家で職務を全うした立派な先人であったと、私は認識をしています。また、偉大な人物であったと町民の多くが思っていると思います。しかし、仮に100%の町民が佐久間勉は郷土の偉人だ、顕彰する必要があると思っていたとしても、それを行政が行ってはならないのです。町民への強制になります。顕彰は、町民または町民有志が自由意思によって行わなければなりません。

私が町会議員をやらせていただいた当初の2009年、本町には若狭町偉人顕彰会、 佐久間勉艇長遺徳顕彰会、松木長操奉賛会、若狭膳臣奉賛会という行政のダミー組織が あり、顕彰行事を行っていました。驚くべきことに、若狭町偉人顕彰会会費という名目 で、集落区長が町民から顕彰行事の資金集めをさせられていたのです。行政が町民の内 心を土足で踏みにじっていたと言うほかありませんでした。私が改善を訴えたところ、 若狭町偉人顕彰会は廃止され、新しく民間の顕彰組織「佐久間勉艇長遺徳顕彰会」「松 木神社奉賛会」「若狭膳神社奉賛会」がスタートしました。そして、松木長操と若狭膳 臣の顕彰行事は町行政が関与することなく、それぞれの奉賛会が行うようになりました。 これに反して、佐久間勉艇長遺徳顕彰式典だけは、ダミー組織ですらない、町行政その ものが主催するようになってしまいました。これは歴史の逆行です。

私が本町で偉人顕彰の問題点を指摘した2009年当時、福井市が橋本佐内の顕彰行事を永平寺町が松平正勝の顕彰行事をそれぞれ行政が主催して行っていました。しかし、どちらも翌年からは民間主催に変わりました。いまだに偉人顕彰を行政が主催して行っているのは、少なくとも、福井県では本町の佐久間勉艇長遺徳顕彰式典だけです。

戦前の社会は、個人の多様な考え、多様な生き方を認めませんでした。特定の人物を 美化、偶像化し、生き方の手本にしました。まきを背負った二宮金次郎像が今も残って いる学校がありますが、その名残です。

佐久間勉について言えば、佐久間勉本人に責任のないことですが、彼の人生が戦争美談に仕立て上げられ、木口小平などとともに戦前の修身の教材、軍国主義教育の教材にされていたという事実を消すことはできません。内心の自由に無神経な社会、基本的人権が根付いていない社会、封建的な空気によどんだ社会が現代の人々にとって住みやすい社会であろうはずがありません。自由な空気を求めて若者が流出するとも言われています。自然の空気がすがすがしい若狭町です。社会の空気もすがすがしいものになれば、若者にとってどんなにか住みやすい町になることでしょう。

一言で言うなら、国民の基本的人権を現実のものにすること、これが行政機関と公務 員の任務です。憲法が生きる社会、自由で暮らしやすい社会を築くため、町行政と町職 員はその先頭に立たなければなりません。私は、本町が社会の進歩から取り残されるこ とがないように願って、憲法違反の本予算案に反対いたします。ありがとうございまし た。

○議長(清水利一君)

賛成の討論はありませんか。15番、小林和弘君。

○15番(小林和弘君)

私は、議案第28号「平成28年度若狭町一般会計予算」の原案に賛成するものであります。

ただいま同僚議員から反対討論が出ました。これは、佐久間艇長の問題でございます。 私は、金額で云々言うわけではありませんが、一般関係の総予算が約96億。歴史上の 人的文化遺産顕彰事業、この佐久間勉の問題に使われる金額が46万円ということで、 率にいたしますと0.005%の金額であります。今の定期預金みたいなパーセンテー ジですね。金額で言うわけではありませんが、佐久間勉さんは、「沈着勇断」という言 葉で、日本はもとより海外、特にイギリス軍関係ですが大変有名でありまして、明治以 降の近代国家において、この地方では唯一、世界に知れた方であります。当然、以降の 我々は、やっぱりそれを顕彰する義務があるなと思うわけであります。

大きな人口のあります都市であれば、民間が立ち上がっていろいろなことができるでしょう。しかし、この若狭地方で、若狭町で、果たして民間に任せたらそんなことができるでしょうか。最低限、行政は介入して、このことを永遠に繋いでいかなければいけない、このように思うわけです。ただ、介入の方法に少し問題があるのかもしれません。 先ほどの話で、この問題に関しては、神事と式典と2つに分かれるようになりました。神事におきましては、完全にこれは民間の方にやっていただいております。それが終わ りますと式典に入るわけですが、式典には舞鶴から海上自衛隊が、あるいは東京から、イギリス大使館からも来賓でお見えになられ、式典を行うわけです。それに対抗して若狭町でやろうと思えば、少なくとも行政が表に出なければ皆さんのおもてなしはできません。そういう意味からいいますと、憲法上、少々問題あるかもしれませんが、地域によっていろいろやっぱり考え方も変わると思います。先ほど言いましたように、総予算の0.005%の金額、四十数万円、それでこの予算を否決して、今、行政が一生懸命やっている定住を、あるいは地域活性化のために、福祉行政あるいは教育行政、琵琶湖若狭湾快速鉄道もそうですが、そういう予算を一日も止めるわけにはいきません。やはり町の発展は一日一日が勝負なのです。こういうことで本件をボツにするわけにまいりません。何とか皆さん、原案賛成していただいて、明日から、4月1日からの予算執行に向けて、精一杯行政に頑張ってもらおうではありませんか。

○議長(清水利一君)

討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第28号「平成28年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(清水利一君)

起立多数です。したがって、議案第28号「平成28年度若狭町一般会計予算」は、 委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第29号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第29号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「平成28年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第30号「平成28年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第30号「平成28年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「平成28年度若狭町直営診療所特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第31号「平成28年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第31号「平成28年度若狭町直営診療所特別会計 予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「平成28年度若狭町介護保険特別会計予算」の討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第32号「平成28年度若狭町介護保 険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第32号「平成28年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号「平成28年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第33号「平成28年度若狭町簡易水 道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願い ます。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第33号「平成28年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「平成28年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」の 討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第34号「平成28年度若狭町農業者

労働災害共済事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第34号「平成28年度若狭町農業者労働災害共済 事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号「平成28年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」の討 論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第35号「平成28年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第35号「平成28年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号「平成28年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」の討 論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第36号「平成28年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は 起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第36号「平成28年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第37号「平成28年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第37号「平成28年度若狭町公共下 水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願 います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第37号「平成28年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号「平成28年度若狭町営住宅等特別会計予算」の討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第38号「平成28年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(清水利一君)

起立多数です。したがって、議案第38号「平成28年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号「平成28年度若狭町土地開発事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第39号「平成28年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第39号「平成28年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号「平成28年度若狭町水道事業会計予算」の討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第40号「平成28年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第40号「平成28年度若狭町水道事業会計予算」 は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号「平成28年度若狭町工業用水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第41号「平成28年度若狭町工業用 水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願いま す。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第41号「平成28年度若狭町工業用水道事業会計 予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」の 討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第42号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第42号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号「町道路線の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第43号「町道路線の認定について」 は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第43号「町道路線の認定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号「町道路線の変更について」の討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第44号「町道路線の変更について」 は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第44号「町道路線の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号「財産の処分について」の討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第45号「財産の処分について」は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第45号「財産の処分について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

~日程第37 諮問第1号~

○議長 (清水利一君)

次に、日程第37、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、ただいま上程をされました諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき 意見を求めることについて」の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在御就任をいただいております人権擁護委員の岡本繁夫氏が平成28年6 月30日をもって任期満了となりますので、引き続き岡本繁夫氏を推薦いたしたく、人 権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお願いするものであります。 妥当なる御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたしま す。

○議長(清水利一君)

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

(午後 1時39分 休憩)

(午後 1時41分 再開)

○議長(清水利一君)

再開します。

諮問第1号についてお諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり、答申したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり、答申することに決定しました。

~日程第38 議員の派遣について~

○議長(清水利一君)

次に、日程第38、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のと おり、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成28年第1回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、3月1日に開会以来、本日まで23日間にわたり、提案されました若狭町の平成27年度一般会計をはじめとする各会計の補正予算並びに平成28年度の各会計予算、条例の制定や改正など重要議案について終始熱心に御審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え無事閉会の運びとなりました。

平成27年度は、地方創生に向けた法案が制定されたことに伴い、地方自治体の責任において地域の実情に応じた地域からの成長戦略を策定して、人口減少や少子化対策等を講じているところであります。

若狭町の更なる発展を期するためには、今定例会において可決されました諸議案の執行にあたりましては、適切かつ効果的な執行により、住民福祉の向上につながることを強く願うものであります。

終わりに、今会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼 申し上げ閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月1日の開会以来、本日まで23日間にわたりまして、平成27年度若狭町一般会計補正予算、特別会計及び企業会計の補正予算、条例の制定、条例規約の一部改正、また平成28年度における若狭町各会計の予算、町道路線の認定及び変更、財産処分など、数多くの重要案件につきまして御審議をいただきました。

その間、議員の皆様方には、提案させていただきました議案に対しまして、本会議並 びに各常任委員会において御熱心に御審議をいただき、それぞれに適切な決定を賜り、 心から厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして議員の皆さんからいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えております。

さて、先週の11日から13日にかけまして「若狭と京を結ぶ鯖街道熊川宿生き活きプロジェクト」事業の一環として、パレア若狭、熊川宿を中心に「振り返れば未来の道発酵街道」と銘打った国際シンポジウムを開催をさせていただきました。また、「若狭鯖街道うまいもん食フェア」を盛大に開催もさせていただきました。国内外から多くのお客様に御来場いただき、国際性豊かなイベントとなり、若狭町の魅力を大きくアピールすることができました。今回のイベントの成果を活かすとともに、今後、交流人口の拡大に向けた地方創生に取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

さて、新聞などでも取り上げをされました、既に御存知のとおりでありますが、このたび、三方五湖の「世界農業遺産認定」を目指す取り組みを進めたいと考えております。世界農業遺産は、伝統的な農林漁業とそれに支えられた文化や景観、生物多様性を守る目的で2005年に認定が始まり、1年置きに審査が行われております。三方五湖につきましては、御承知のとおり、2005年に重要湿地としてラムサール条約に登録されております。それぞれの湖が淡水、汽水、海水と異なる水質を持ち、多様な魚が生息しており、湖と湖畔の水田に育まれた生態系も大きな特徴となっております。

また、湖を取り巻く傾斜地を活かした梅栽培、さらに湖周辺の里地里山では、半農半漁の営みによる湖を中心とした生活が縄文時代から脈々と伝わっております。このような三方五湖の世界的にも特徴的な生態系や漁業、農業の価値を世界にアピールしていきたいと考えております。

また、来る4月2日、土曜日、3日の日曜日には、三方五湖の春の到来を告げます三 方五湖春祭りが開催をされます。式典では、山の神事としてレインボーラインで、また 湖の神事として観光船の上で行われます。それぞれの場所において、イベントも開催さ れ、本格的な春の観光シーズンの幕開けともなります。今後、多くのお客様におもてな しの心を持って受け入れてまいりたいと考えております。

最後に、施政方針で申し上げましたが、平成28年は任期2期目の締めくくりの年でもあります。昨年策定をいたしました若狭町総合戦略に基づき、次世代の定住の促進、 交流人口の拡大に向けた取り組みを多くの住民の皆様の知恵と行動力を結集し、さらに 前に進めたいと思っております。

今後も町民の皆さんや議員の皆さんの御理解と御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

結びになりましたけれども、今後の若狭町の更なる発展と議員皆様方の御健勝と御多幸、そしてますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

(午後 1時51分 散会)